

木造家屋建築工事で働く皆さんへ

皆さん、こんにちは！

私たちは「木造家屋建築工事で働く人たちの労働災害を撲滅しよう！」という理念のもと、関係10団体で構成する、

京都木造家屋等建築工事労働災害防止対策協議会

(通称「木建協(もっけんきょう)」)

です。

昭和55年に設立し、京都府一円での安全パトロールや労働災害防止研修会、安全衛生意識の啓蒙など、様々な活動を続けてきました。

「怪我と弁当は自分持ち」ではなく、「行ってきます」と朝に家を出たら、「ただいま」と夕方家に「無事帰る」。そのための労働災害防止のポイントをまとめました。職場単位でぜひ実行してください。ご安全に！

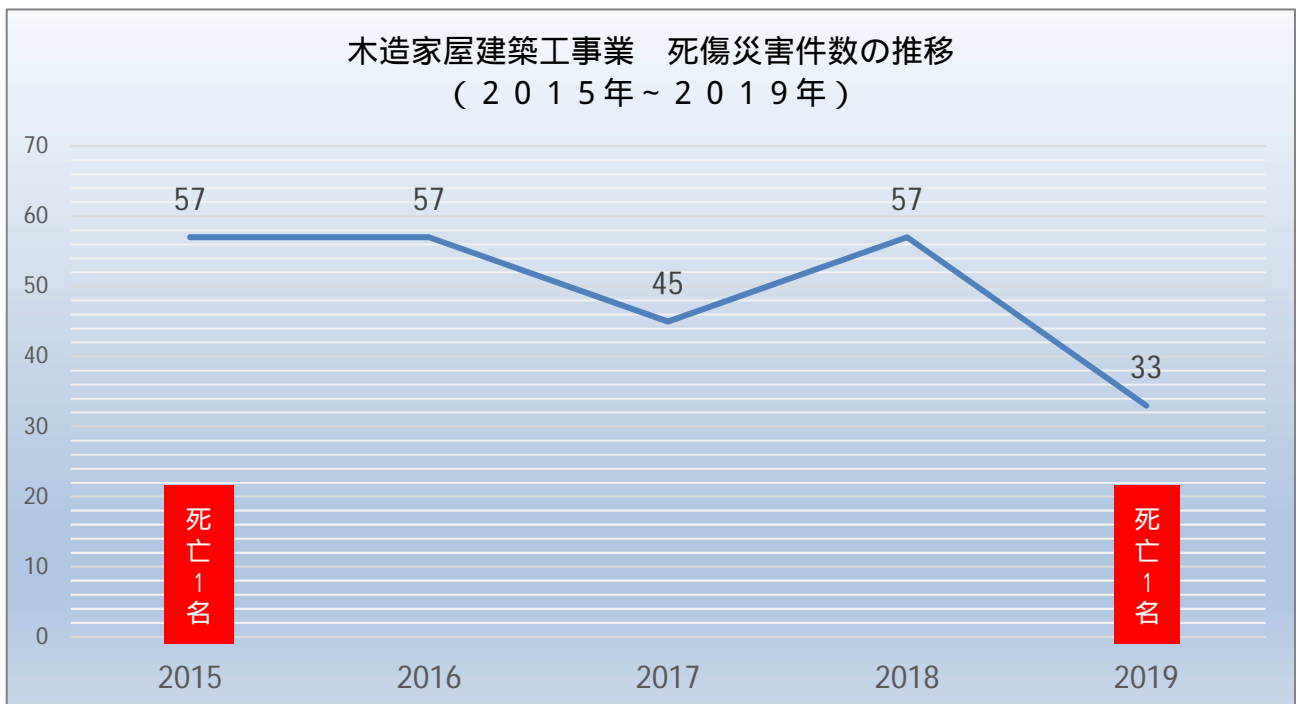


京都ゼロ災3か月運動
「無事帰る(蛙)」ロゴマーク

<構成メンバー>

建設業労働災害防止協会 京都府支部
全京都建築労働組合
京都府建築工業協同組合
京都府瓦工事協同組合
京都府板金工業組合
京都左官協同組合
京都府塗装工業協同組合
京都府電気工事工業組合
京都府管工事工業協同組合
全京都建設協同組合

木造家屋建築工事業 死傷災害件数の推移
(2015年~2019年)

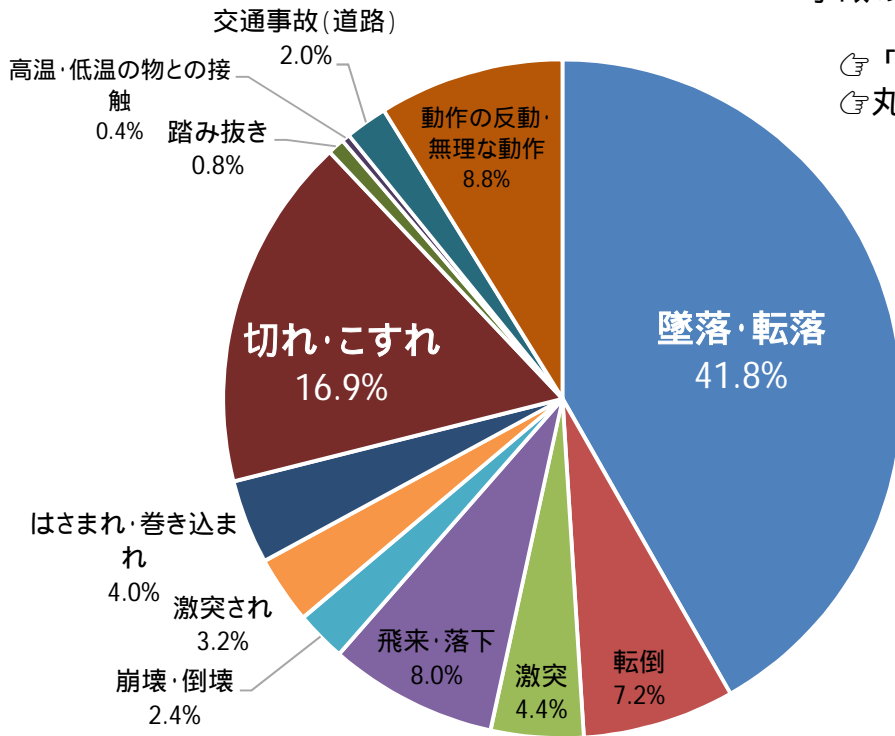


休業4日以上の災害。死亡災害を含む。

2015年(1名)と2019年(1名)に死亡災害が発生。

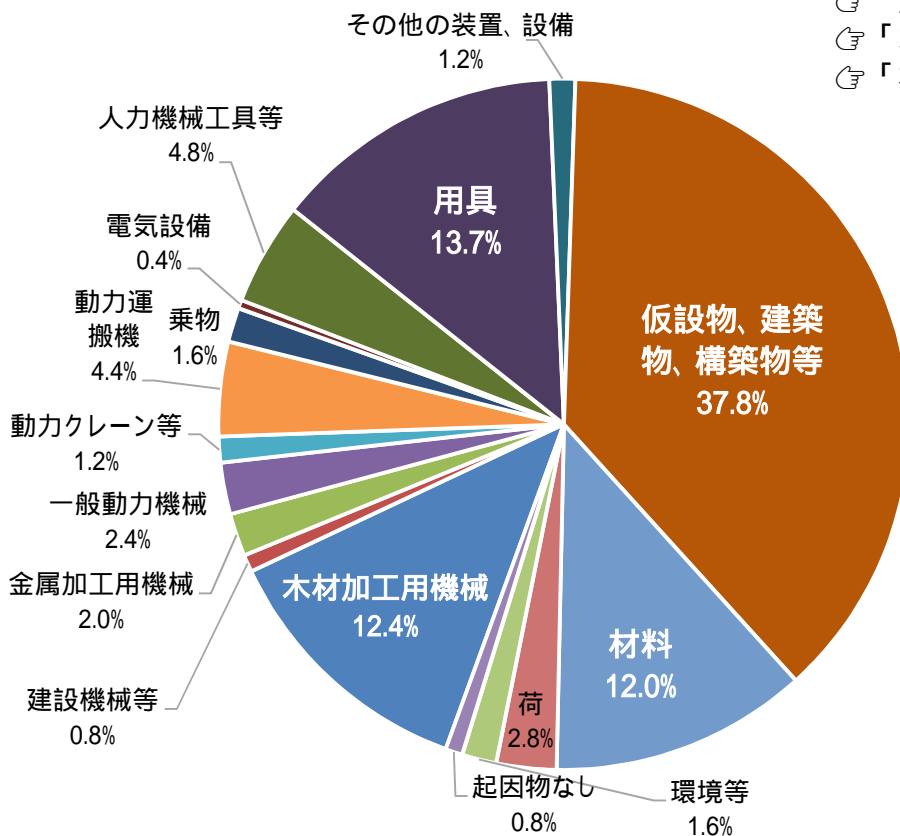
労働災害発生状況の分析

A 木造家屋建築工事業における 事故の型別発生状況（2015～2019年）



- ☞ 「墜落・転落」が4割以上
- ☞ 丸のこ、動力機械などによる「切れ・こすれ」が約17%

B 木造家屋建築工事業における 起因物別発生状況（2015～2019年）



- ☞ 「仮設物、建築物」等が約4割
- ☞ 「用具」が約14%
- ☞ 「木材加工用機械」が約12%
- ☞ 「材料」(建築資材など)が約12%

労働災害防止のポイント

1 現場作業指揮者

現場ごとに必ず作業指揮者を決め、関係作業者に周知したうえで、作業指揮者の直接指揮のもと、安全作業を進めてください。

2 木造建築物の組立等作業主任者の選任

「軒の高さが5メートル以上」の木造建築物を組み立てるときは、資格を持った作業主任者（法定の技能講習が必要）を選任し、作業者を直接指揮してください。

3 墜落、転落災害の防止

(1) 「高さ2メートル以上の高所」での作業には、本足場を設け、作業床（注1）の上で作業してください。

(注1) 幅40センチメートル以上、床材間の隙間は3センチメートル以下、建地と作業床との隙間は12センチメートル未満とすることが必要です。

また、作業床には、高さ85センチメートル以上の手すり、中さん、幅木を設けることが必要です。

(2) 足場を設けることができない場合は、足がかりを設け、安全带（注2）を必ず使用してください。

屋根上で作業する場合は、外部足場の上端を屋根先より1メートル以上突出し、手すりを設けるか親綱を張るなどにより、作業員に安全带（注2）を使用させて下さい。

(注2) 高さ5メートル以上の場所では「フルハーネス型」の安全带の使用が必要です。

(3) スレート、木毛板等の屋根作業は踏み抜き防止のため、幅30センチメートル以上の歩み板を使用してください。

(4) 高さ又は深さが1.5メートルを超える場所の昇降には、丈夫なはしご等を設けて使用してください。

(5) 保護帽（ヘルメット）を着用してください。保護帽は型式検定合格品が必要です。

4 感電による労働災害の防止

現場近くに配電線がある場合は、電力会社に連絡し防護措置を取ってください。また、配電盤がある場合は、必ず点検してください。

5 木材加工用機械による労働災害の防止

木材加工用機械には、安全装置を必ず取り付け、有効に作動しているかどうか点検のうえ、使用してください。丸のこカバーをひも等で固定しないでください。

6 労災保険の加入

他人を雇用している事業主の方は、必ず労災保険に加入してください。ただし、下請の場合は、元請の保険に含まれるので加入手続きは不要です。

いわゆる「一人親方」「フリーランス」の方で希望される場合は、労災保険に特別加入ができます。手続きは最寄りの労働局、労働基準監督署でお尋ねください。

木建パトロール 安全点検表

現場の名称	新築工事 増改築工事	元請事業者名	
所在地	市 区、町	進捗率	%
建築物種別	平屋建 2階建	3階建	その他()
足場の工法	足場先行工法(有 無)		手すり先行工法(有 無)
足場の種類	本足場(クギ式・枠組・単管・他)		一側足場(クギ式・単管・他)
	抱き足場(単管・丸太)	足場なし	その他()
点 検 項 目			備 考
木材加工用機械の安全	丸のこ盤(携帯用含む)の安全カバーが適正に設けられているか かな盤の安全カバーが適正に設けられているか		
作業主任者の選任	足場の組立て等作業主任者が選任されているか(高さ5m以上) 木造建築物の組立て等作業主任者が選任されているか (軒高さ5m以上) 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者が選任されているか (金属製の部材により構成されその高さが5m以上のもの)		
特別教育	足場の組立者に足場組立等特別教育を実施しているか		
保護具の着用	保護帽(ヘルメット)を着用しているか 墜落のおそれのある箇所では墜落制止用器具(安全带)を着用しているか(着用の場合、種類:フルハーネス型・胴ベルト型) (所持の状況、種類:フルハーネス型・胴ベルト型)		
足場の安全措置	本足場に適正な作業床(幅40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満)が設けられているか 足場に適正な手すり(高さ85cm以上)が設けられているか 本足場に、中さん・幅木等が設けられているか 建地、根がらみ、敷板、壁つなぎ(控え)等が適正に設けられているか		
足場以外の墜落防止措置	屋根作業について墜落防止措置が講じられているか 墜落のおそれのある内部作業について墜落防止措置が講じられているか 「脚立、はしご」を適正に使用しているか(はしごの上端・下端固定の有無)		
整理・整頓	現場の整理・整頓ができていますか		
電気設備	電線の近くで作業する場合、電線防護措置をしているか 電球に、感電や破損防止のためのガードが設けられているか		
できている <input type="checkbox"/> 一部できていない <input type="checkbox"/> できていない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 選任されている 選任されていない			
<p>現場の安全点検結果は上記のとおりですので、<input type="checkbox"/>、<input checked="" type="checkbox"/>の点検項目については早急に改善していただくようお願いいたします。</p> <p>この安全点検表は、木造家屋等の建築工事現場での労働災害を防止するために、皆さんの組合や建設業の関係団体等の安全指導員等により実施している安全パトロールの点検結果です。京都府下では毎年、木造家屋等建築工事現場で多くの方々ケガをされており、『墜落・転落』、『木材加工用機械』による労働災害が大部分を占めています。</p> <p>今後とも『安全第一』で作業をおこなっていただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">京都木造家屋等建築工事労働災害防止対策協議会</p>			
点検年月日	令和 年 月 日	点検代表者名	